

野々市市まちづくり基本条例（案）パブリックコメントへのご意見と野々市市の考え方について

「野々市市まちづくり基本条例」の策定にあたり実施いたしましたパブリックコメントの結果について、お寄せいただきましたご意見の概要と、それに対する当市の考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

- 1 募集期間 平成26年10月2日（木）から平成26年10月21日（火）まで
- 2 意見提出者数 3名
- 3 意見等数 10件
- 4 ご意見の概要及び野々市市の考え方 次のとおり

番号	該当条項	ご意見の概要	野々市市の考え方
1	第1条	条例の目的として、「協働のまちづくりを推進すること」とありますが、「協働」とは手段であり、「まちづくり」とは目指す方向性だと思います。 「協働のまちづくり」を「協働によるまちづくり」とした方が手段と方向性が明確になるのではないのでしょうか。	「協働のまちづくり」を「協働によるまちづくり」に修正いたします。他の箇所についても同様とします。
2	第2条 第1項 第6号	「協働」の定義中、「住みよいまちづくりのために、互いに役割と責務を果たし、相乗効果を上げながら、協力して取り組む」とありますが、「住みよいまちづくりのために」を削除してはどうでしょうか。 また、「協力して」を「連携して」に置き換えてはどうでしょうか。	前段は、原案のとおり削除しない方が適当と判断します。 後段は、「協力して」を「協力し、連携して」に修正します。

番号	該当条項	ご意見の概要	野々市市の考え方
3	第2条 第1項 第4号	「まちづくり」の定義中、「安全、安心で快適に暮らすことのできる」を「住みよい」に置き換えてはどうでしょうか。 また、「あらゆる」を削除すればどうでしょうか。	前段、後段とも原案のとおりが適当と判断します。 後段の「あらゆる」は、活動の「総体」というイメージを簡単な言葉で表現するために使用しています。
4	第4条	まちづくりの基本理念として「市民、議会及び行政が、それぞれの役割と責務に基づき、協力、連携をしながら協働により推進し、」とありますが、「協働」の定義として既に「連携して」という説明があるので、「協力、連携をしながら」を削除すればどうでしょうか。	「協力、連携をしながら」を削除します。
5	第5条 第1項	市民が「責任を持ってまちづくりに取り組む」とありますが、「責任」という言葉は重すぎるので、「責任感」に置き換えればどうでしょうか。	「責任」を「責任感」に修正します。
6	第2条 第1項 第1号	市民の定義を個人、団体（非営利）、事業者（営利企業）などに分けてはどうでしょうか。 さらに、市民協働に協力する意思のある事業者に対しては『従業員が市民活動に参加する場合には、業務に支障がない範囲において支援する』よう努めると定めてはどうでしょうか。	前段の市民の定義としては、個人のほか、市内に事務所等を有する法人も対象としており、これをさらに「営利」、「非営利」と分ける必要性は感じません。 また、後段の『従業員が市民活動に参加する場合には、業務に支障がない範囲において支援する』よう努めると定めるという点については、重要なことではありますが、条例の解釈の中で読み取れることでもあり、逐条解説の中に何らかの形で盛り込むことを検討します。
7	第2条 第1項 第4号	まちづくりの意味がとても広いので、協働の目的として行政では思いつかない活動や自主的なきめ細かい相互扶助活動等も明記してはどうでしょうか。	まちづくりの意味については、条例の解釈の中で読み取れると考えています。

番号	該当条項	ご意見の概要	野々市市の考え方
8	第5条 第3項	市民以外の主体に関する記述では、通常の業務に関して述べ、また努めるという表現が多いのに対して、市民は「まちづくりに伴う負担について必要に応じて分担します。」という強い表現になっているのは何故でしょうか。 また、負担とは、具体的にはどういう負担を想定していますか。金銭や時間を負担できる人達だけが行う活動を想定しているのでしょうか。	この条例は、行政主導ではなく、市民が中心となって市民目線、立場で作ったものなので、このような表現となりました。また、あくまでも「必要に応じて」という意味です。 「負担」とは、金銭的な負担のみを言っているのではなく、時間、労力、知恵なども含まれると考えています。
9	第2条、 第5条から 第8条	第2条第1項第6号では、協働は、市民、議会、行政の役割と責務と位置づけていますが、実際に条文で「協働」を役割と責務として位置づけたのは第8条の（行政）のみです。第5条の（市民）、第6条の（議会）にも「協働」のことを入れてもよいのではないのでしょうか。	協働によるまちづくりをすることは、この条例の目的その他の部分で十分読み取れるので、逆に第8条の第1項を削除し、第2項以下を繰り上げることで調整します。
10	第1条、 第18条	第1条で協働のまちづくりを推進することを目的とし、協働にこだわったのは評価しますが、第6章の第18条（条例の推進）は、協働のまちづくりの具体的な実践に努めるというのは手段と目的が入れ替わっている感があります。第18条のタイトルは（条例の推進）ではなく、（協働の実践）の方がよいのではないのでしょうか。	第18条のタイトルを（まちづくりの実践）と修正します。